

平成23年 1月12日 開会

平成23年 1月12日 閉会

# 平成23年第1回鮫川村議会会議録

東白川郡鮫川村議会

## 平成23年第1回鮫川村議会臨時会会議録目次

### 第1号 (1月12日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治体第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議事日程の報告	3
諸般の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
議案第1号～議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決	4
閉会の宣告	2 2
署名議員	2 3

第 1 回 臨 時 村 議 会

( 第 1 号 )

## 平成23年第1回鮫川村議会臨時会

### 議事日程(第1号)

平成23年1月12日(水曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第1号 鮫川村村民保養施設条例の一部を改正する条例

提案理由説明・質疑・討論・採決

日程第 4 議案第2号 平成22年度鮫川村一般会計補正予算(第6号)

提案理由説明・質疑・討論・採決

日程第 5 議案第3号 工事請負契約の変更について

提案理由説明・質疑・討論・採決

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(12名)

1番	岡部	明君	2番	宗田	雅之君
3番	前田	雅秀君	5番	坂本	忠雄君
6番	蛭田	武彦君	7番	星	一彌君
8番	関根	政雄君	9番	山形	郁夫君
10番	早川	正博君	11番	前田	武久君
12番	青戸	孝夫君	13番	前田	三郎君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	大 樂 勝 弘 君	副 村 長	白 坂 利 幸 君
総務課長	鈴 木 治 男 君	企画調整課長	芳 賀 亨 君
住民福祉課長	佐 藤 文 夫 君	農林課長	森 洋 君
地域整備課長	佐 藤 博 君	教育課長	北 條 利 雄 君
補			

---

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	本 郷 秀 季	書 記	渡 邊 敬
------	---------	-----	-------

---

◎開会の宣告

○議長（前田三郎君） ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、ただいまから平成23年第1回鮫川村議会臨時会を開会します。

（午前10時00分）

---

◎開議の宣告

○議長（前田三郎君） これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（前田三郎君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎諸般の報告

○議長（前田三郎君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、本郷秀季君。

○議会事務局長（本郷秀季君） 諸般の報告をいたします。

議案第1号から議案第3号までの3議案が村長より提出され、本日議長において受理しました。

本議会に、村長及び教育委員会教育長に出席を求めました。

次に、出張関係であります。

12月24日、平成22年第3回白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会のため、議長が白河市に、12月27日、黒磯・棚倉・いわき間道路整備促進期成同盟会要望活動のため、議長が福島市に、それぞれ出張いたしました。

以上であります。

○議長（前田三郎君） これで諸般の報告を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（前田三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

7 番 星 一 彌 君 及び

8 番 関 根 政 雄 君

を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（前田三郎君） 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

---

◎議案第1号～議案第3号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（前田三郎君） 日程第3、議案第1号 鮫川村村民保養施設条例の一部を改正する条例から日程第5、議案第3号 工事請負契約の変更についてまでの3議案を一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（前田三郎君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長（大樂勝弘君） 皆さん、おはようございます。

本日は年明け早々、臨時議会の開催をお願いしましたところ、全議員出席のもとにご審議をいただきますことを、心から感謝を申し上げます。また、4日は消防の出初式、そして9日は成人式とお忙しい中、ご出席をいただきましたことを重ねて御礼を申し上げたいと思います。

さて、本日ご審議をいただきます3議案ではありますが、個別議案の説明に入る前に、議案全体の概要をご説明申し上げたいと思います。

まず、議案第1号ですが、4月に新装オープンいたします村民保養施設「さぎり荘」の使用料を改正するものであります。近隣市町村の施設使用料なども参考にし、入浴料と部屋の

使用料を見直すものであります。

議案第2号は、一般会計の補正予算であります。

今回補正の主なものは、昨年暮れに国会を通過いたしました円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策関係の補正予算であります。この緊急経済対策の中の、きめ細かな交付金と住民生活に光をそそぐ交付金、2つの交付金について、先月末に内示があり、事業計画を早急に内閣府に提出することが求められております。

政府が示しました事業の概要ですが、お手元の資料1と資料2をごらんいただきたいと思います。

資料1の地域活性化交付金・きめ細かな交付金の概要ですが、この事業は、新たな交付金を創設し、観光地における電線地中化など、地域の活性化ニーズに応じて、きめ細かな事業を実施できるよう支援を行うという事業であり、21年度に交付されましたきめ細かな交付金と同様の利用ができるものであります。予算規模は、全体で2,500億円、そのうち市町村分が1,500億円で、本村に内示されました交付限度額は6,494万円であります。

この事業には、大きく分けて4つの事業を計画したところであります。

1つは、村民保養施設関係の事業であり、外構工事、駐車場・進入道路等の舗装工事、トイレと物置の合築施設等を整備する計画と、施設開所に必要な消耗品と備品を整備するものであります。

2つ目は、バイオマスの薪循環システムの整備であります。

3つ目が、農業の6次産業化推進のための「手・まめ・館」の備品と、パン工房、喫茶室、加工施設周囲の外構工事であります。

4つ目が、館山公園のトイレの整備であります。館山公園のトイレは今くみ取り式になっています。これを水洗化ということで計画をさせていただきました。

次に、資料2をごらんいただきたいと思います。

地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金であります。これらの事業は、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分当てられなかった分野、地方消費者行政やDV対策、DV対策というと児童虐待対策等であります。自殺予防等の弱者対策、自立支援、知の地域づくりに対する地方の取り組みを支援する、以上等のための事業とされております。

この交付金の予算規模は1,000億円であり、第1次交付限度額を500億円とし、この事業の趣旨に沿った効果の高い事業については、さらに500億円を追加支援するとされております。本村に内示されました第1次交付限度額が1,032万円であります。以後、この交付金は、



「光の交付金」と呼ばさせていただきます。この光の交付金は、対象となる事業が非常に限定されているとともに、経済対策である関係上、利用のできる予算項目も限定されており、小規模市町村にとりましては、返上される自治体多く出るのではないかと危惧されているものであります。本村にとりまして、消費者行政やDV対策、自殺予防等の弱者対策に内示されました交付金を全額利用できる事業は不可能でありますので、事業概要の最後に入っております知の地域づくりという事業内容について職員に詳しく調べるように指示をいたしました。調べましたところ、試験研究機関による研究開発に対する支援などを想定していることがわかりました。

昨年の暮れの12月に、東京農大の生物生産学科の上地先生と鈴木先生が本村に視察に見えられました。そのときに、たい肥センターのそばに造成中の田んぼと畑を案内させていただきました。私は、この農地を本村農業の振興のために何か試験研究用に利用できないか考えていたところであり、先生方に意向を説明しましたところ大変好意的に受けとめていただき、今年から早速、米と大豆の栽培実験をしてくれると約束をしてくれました。したがって、今年4月から、この学科の先生と学生約40人前後が年間を通して本村に来ることになりますので、その受け入れ施設が必要になると考えていたところであり、大学は試験研究機関の最たるものでありますので、この点を全面に押し出して事業計画を作成したところであり、具体的に、理由づけが可能な研究施設と備品を整備し、多目的に利用することを考えました。また、バイオマス関係施設との関連も考慮して計画したところであり、

そのほかに、この光の交付金事業には、高齢者福祉向上のための自動車購入と、小中学校の図書購入もあわせて計画をし、政府の認定を受けやすい工夫をしたところであり、先ほどご説明いたしましたように、本村に内示されました光の交付金は1,032万円ですが、効果の高い事業であれば、さらに追加交付が期待できるということでもありますので、この点を考慮に入れて追加交付をねらいながら計画したところであり、

この2つの交付金のほかに、普通交付税の中の雇用対策・地域資源活用臨時対策費の追加交付もありますので、今回あわせて計上したところであり、なお、交付金事業につきましては、次年度への繰り越しも可能でありますので、今まで同様、村内の景気対策を考慮に入れながら効果的に執行してまいりたいと考えているところであり、また、この交付金事業は内閣府の指導が入りますので、計画の変更等には柔軟に対処してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、議案第3号の工事請負契約の変更であります、これは現在施工中の村民保養施設

の変更契約であります。当初の計画では、舘山公園から搬出した杉材で構造材が賄えるものではないかと、すべてを賄えるのではないかと見ていましたが、実際、実施設計書から計算しますと、この木材の量では全く足りないことが判明いたしました。したがって、舘山の木材を優先的に使用することを前提に、木材をすべて施工業者に提供し、業者の責任で必要材料を確保させる方法を選択したため、資材費を設計計上するための契約変更であります。当初設計に入っていない備品等も整備するため、あわせて契約の変更を提案させていただきました。

それでは、ご審議いただきます議案についてご説明を申し上げます。

まず初めに、議案第1号 村民保養施設条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

現在、4月オープンを目指して建設中であります村民保養施設の使用料を見直すものであります。

初めに入浴料であります。まず浴室使用料ですが、高齢者の年齢規定を、現在の60歳以上からとなっておりますが、これを現在の社会的基準であります65歳以上と改めるものであります。

次に、料金体系ですが、自動の券売機というのですか、この自動券売機方式にするために村民居住者と村外の居住者、これの料金が別料金になっているものを、村内も村外もなしに一律料金にし、団体の料金は廃止とするものであります。

次に料金ですが、高齢者を300円に、一般、15歳以上から65歳未満は500円に、小学生、中学生は300円、小学校以下の幼児は無料とするものであります。

次に、部屋使用料ですが、大広間、個室、カラオケ室ごとの使用料を設定するとともに、料金体系を時間で区切り、2本立てにするものであります。大広間の使用料につきましては、使用人数により3段階に料金設定をするものであります。営業時間を現在より延長し、4月から10月までは午後9時まで、11月から3月までは午後8時までとするものであります。ですから、4月から10月は日が長いものですから夜の9時まで営業、11月から3月までは日が縮まるものですから、午後8時までの営業とするものであります。定休日につきましては、毎週水曜日を定休日になりたいと考えているものであります。

次に、議案第2号です。鮫川村一般会計補正予算（第6号）についてご説明を申し上げます。

議案書の2ページ、3ページです。

事項別明細書の1ページをごらん願います。

補正前の予算額を31億9,895万8,000円に対し、今回8,581万1,000円を増額し、補正後の予算額を32億8,476万9,000円とするものであります。

2ページをごらん願います。歳入です。

9款地方交付税ですが、今回、追加交付される普通交付税の雇用対策・地域資源活用臨時対策費を2,527万2,000円計上しております。

次に、13款国庫支出金、5目総務費国庫補助金であります。先ほどご説明いたしましたきめ細かな交付金が6,494万円、住民生活に光をそそぐ交付金が1,023万円であります。

17款繰入金の1目財政調整交付金繰入金の減額ですが、これは村民保養施設建設事業費に対しまして充当いたしておりました製材委託料1,000万円と駐車場の舗装工事を、今回のきめ細かな交付金で実施するため、あわせて1,663万1,000円を減額し、基金に、財政調整基金をこれは戻しておりましたので、これに繰り入れするものであります。これを戻し入れしました後の財政調整基金の現在高は、6億7,567万9,000円になります。ですから、このさぎり荘の事業の展開の中で、大変潤沢に交付金が来たということで、財調にはそれほど手をつけることがなく済みそうだということであります。

19款の諸収入の1目雑入200万円ですが、これは先日ですが、旧あおぞらバス修繕のための共済金であります。先月、走行中にけだものと遭遇したそうです。それを避けようとして道路わきの石にあおぞらが接触し、損傷したものであります。200万円を計上させていただきました。

次に、歳出です。3ページをごらん願います。

2款総務費の1目一般管理費の11節需用費の200万円ですが、これはただいまご説明いたしました旧あおぞらバスの修繕料であります。

9目経済危機対策臨時交付金事業費の22節補償、補填及び賠償金15万9,000円は、中学校周辺の雑木林の伐採の補償費であります。伐採した雑木は、さぎり荘の薪ボイラー燃料に使用するものであります。なお、補償単価は10アール当たり1万円程度と見込んでおります。

次に、総務費の2項徴税费、2目の賦課徴収費の8節報償費50万円ですが、これは3月までに村税を完納した行政区に交付する報償金であります。区長さん方は大変厳しい経済情勢の中、村税完納のため日夜お骨折りをいただいておりますので、その感謝の意味を込めまして、完納を達成した行政区に対し、10万円を交付するものであります。

次に、3款の民生費です。

1目社会福祉総務費の11節需用費の消耗費179万円は、村民保養施設で利用する座布団カバー、ふろ用品、食器類、その他の必要品を整備するものであります。

13節委託料の村民保養施設建築用材製材業務1,000万円の減額は、概要説明と歳入で説明したとおりであります。同じく13節委託料の村民保養施設日陰林伐採業務98万2,000円は、昨年購入いたしました施設の裏の杉山ですが、冬期間日陰になり、雪解けなどが心配されることから伐採を計画したところであります。

次に、村民保養施設外構工事等設計業務300万円は、施設周囲の外構工事や駐車場等の舗装、トイレの設計委託料であります。

15節工事請負費ですが、村民保養施設建設工事761万3,000円の減額は、駐車場舗装工事をきめ細かな交付金事業に振りかえて実施するため減額するものであります。次に、村民保養施設駐車場等の舗装工事1,393万8,000円は、駐車場と進入道路舗装予算であります。村民保養施設の外構工事800万円は、建物の玄関口から浴室の前面までの修景の整備、植栽とか庭園の整備の工事費であります。村民保養施設屋外トイレ建設工事500万円は、ゲートボール場の一角に整備するトイレと物置の合築の施設であります。

次に、18節備品購入費635万4,000円ですが、先ほど話しました入浴券の販売機、厨房、ふろ場と脱衣場、テラス等の備品であります。

4ページをごらん願います。

民生費の2目老人福祉費、18節備品購入費の公用車200万円は、光の交付金事業で整備する高齢者宅訪問用自動車を整備したいということでもあります。

次に、6款農林水産業費の3目農業振興費の12節役務費・手数料90万円は、4月開所のさざり荘の薪を収集するための手数料の計上であります。これはシルバー人材センターに依頼することを想定しておりますので計上させていただきました。

次に、13節委託料の薪ステーションエリア、薪ステーションエリアというのは薪の保管庫です。これの設計業務100万円は、たい肥センターのわきに造成した敷地の測量と薪保管庫の建築設計費であります。試験研究施設設計業務100万円は、東京農大受け入れのための試験研究施設設計費であります。

次に、15節工事請負費です。

薪ステーション建築工事、これは薪倉庫864万3,000円と試験研究施設建築工事1,400万円ですが、この2つの施設を同じ建物の中に整備し、より多目的に利用できるように施設にしたいと考えております。ですから、薪の保管庫と試験研究施設が合築した施設と考えており

ます。農産物加工直売所外構工事942万円は、「手・まめ・館」に整備している加工施設とパン工房、喫茶室周辺の整備であります。

次に、試験研究農用地整備工事費54万円は、たい肥センターわきの田んぼの暗渠排水と区画整理のための工事費であります。

5ページをごらんください。

農林水産業費の18節備品購入費です。

薪割り機、ユニックセルフ、チェーンソウ、薪保管ラック、フォークリフトは薪供給システム整備のための備品であります。パン焼き機オーブンは、手・まめ・館工房に整備するものであります。トラクター一式は、光の交付金事業として計画する試験研究施設の附属備品で、この光の交付金を利用してトラクターのプラウ、ロータリー、ハロー、ドッキングローダー等を含めて購入するものであります。試験研究施設用備品は、机、いす、研修用の情報機器等であります。

次に、2項林業費の13節委託料30万円と15節工事請負費の370万円は、現在、館山公園の遊具整備中の近くのトイレを改築し、くみ取り式を水洗化にする工事予算であります。

10款教育費の2項小学校費と3項中学校費の18節備品購入費は、光の交付金事業で計画しました図書購入の整備予算です。

6ページをごらんください。

10款教育費、6項保健体育費の2目体育施設費の13節委託料30万円ですが、これは村民運動場のトイレ設計費であります。今年度中に設計し、工事は23年度予算で実施、計画をさせていただきました。

次に、議案第3号 工事請負契約の変更についてご説明を申し上げます。

本件は、村民保養施設の建設工事の契約変更であります。工事の内容変更により、当初契約に831万8,100円を増額し、契約総額を3億210万8,100円とするものであります。契約変更の内容であります。概要説明のところでご説明いたしましたように、館山公園の杉材だけでは構造材等の資材が間に合わなくなったため、不足の資材を設計に計上するものであります。この契約変更額が494万2,350円であります。また、当初の設計に入っていなかった冷凍冷蔵庫、各種テーブル、平棚、つり戸棚や脱衣室の脱衣棚、ロッカー等を整備するために337万5,750円を契約変更するものであります。

以上で、議案第1号から議案第3号までの説明をさせていただきます。原案にご賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（前田三郎君） これから質疑を行います。

11番、前田君。

○11番（前田武久君） 議案第1号ですけれども、さぎり荘ですけれども、現在の進捗状況をちょっと。

それから、先ほど館山の立木の利用をもって構造材の不足ということで追加があったのですけれども、その館山から製材品として利用された材料をかなり使用されて建築されたと思うんですけれども、その使用箇所、多分見えない場所に使っているというふうに考えておりますけれども、それと不足の構造材、それらはどこに使っているのか、それについてお聞きしたいと思います。

それから、もう一つは、先ほど50万円の行政区への報償金、多分5地区だと思うんですけれども年内完納ね。それ以外の地区については年度内完納に対しての報償金というのは考えているのかなのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 11番、前田議員のまずさぎり荘の建築材の400万円ですが、議案の要旨でも説明しておりますが、強度が不足している部分に使用した、随分材料はまたトラック1台以上残っているんです。それでも強度に耐えられないような材料とか根太とか床材はどうしても加工材というんですか、強度を必要とするような場所には向いてはいなかった、そういった材もあったものですから、そういったところに使う材料は購入しなければならない、そういったことがあったようです。それで残っている材料も、大型トラック1台で使われなほほど残っている。これらの処分も考えなければならないとは思っております。

あと、区長さんの報償費で50万円とったのは、3月年度内に完納した地区に対して、恐らく一つの大字で10万円です。ですから、5つの。そうすると全地区3月で完納ということで合わせて70万円になるそうです。ですから、これは3月31日まで完納した場合にです。去年はなかったです、3月31日まで。出納閉鎖5月ということになっています。ですから、どうでしょう、皆さん頑張ってやっていますけれども、その辺で期待していきたいと思います。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） そうすると、そのさぎり荘の使用見込みの材料が余っているということになれば、ほとんど使い物にならないというふうな。これから薪ボイラーが入っただろうし、設置されて、その燃料等にも使えるし、考えておりますけれども、ほとんど館山の

材料は使用不能だったというふうに理解してもよろしいですね。

それと、この資料には年内完納行政区報償金となっています。年内ということは、22年の年度内の誤りなのですね。はい、分かりました。私は、その5地区の行政区に報償金をやって、あと、かなり努力し、苦勞された他地区の行政区には配分されないのかなというふうに考えたものですから、そのような考えで質問したのですけれども、分かりました。

○議長（前田三郎君） 10番、早川君。

○10番（早川正博君） 議案第1号の鮫川村村民保養施設条例の一部を改正する条例についてなんですけれども、今までは村内と村外、料金を別々に提示していたと思いますけれども、これはなぜ一緒にしたのかというのと、もう一つは、今まで村内の場合、高齢者と一般、高齢者200円になっていますけれども、その料金、一般500円ではなくて一般200円で今までさざり荘はやってきたと思うんですけれども、この現行同率になると、村内の高齢者と一般の金額というのは前々からこの料金だったのですか。その点についても一つ聞きたいというふうに思います。

あと、団体の料金の扱いなんですけれども、午前と午後の料金を書いてありますけれども、午後のほうが安くなっているんですね。この辺もどういう意味合いでこういう差をつけたのか、私らから見ると、午前も午後も同じ料金でも構わないのではないのかなと思いますけれども、その辺の問題と、村内居住者はこのさざり荘大変期待しておりますので、村内関係者においての料金を一般の500円ではなくて、もう少し村外と村内の差をつけるべきではないかというふうに思いますけれども、村長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 10番、早川議員の質問であります。村内と村外の居住者の料金の差をつけてというお話でしたが、今度は先ほど説明しましたように、自動発券機、この機械を利用しますと、これで入浴券の管理をさせたいということになりますと、村外と村内を分けるのは難しいということで、あとは他の施設の利用状況ですが、そういうのを見ましたところ、ほとんどの地区が村内村外と分けてではなくて同様に扱っている。そういったことで、村内の人には少し費用をおかけしますが、まず新しいうちは四、五年はこういった差をつけなくても利用してもらえるのかなと、そういう思いで、あとはこの施設の建築費も3億円ほどかかるわけです。こういったところで、料金の値上げもやむを得ないのかなという思いで計画をさせていただきました。

あと、時間ですが、午前と午後の部で、午後の時間は短いんです。午前というより時間が。

例えば、午前中というより午前9時30分から午後5時までで、次が5時から9時までで時間的に短時間だという、3時間、4時間。夜の利用が結構あるんです。そういったことで、逆に分けたほうが利用者にとって都合かなと、こういうことを考えたそうです。それで提案されました。そういうことです。

○議長（前田三郎君） 10番、早川君。

○10番（早川正博君） 午後の時間が短いのはよくわかるんですよね。わかりますけれども、利用度はこれからは当然ふえてくるのではないかなというふうに思いますので、料金を同じにしてもいいんじゃないかなというふうに思っているんです。今、村長の説明があったとおりに、3億何千万円をかけてすばらしい建物にするわけですから、そういう意味も含めて安くすることはしないのではないかなというふうに思っているんです。団体ですから、団体20人以上で3,000円というふうに考えると、そんなに高いものではないのかなというふうに思います。5,000円でも、そうすると20人ですから1人当たり250円ですか、そういうふうに考えると、同じ料金でも利用をしてくれるのではないかなと思いますので、その辺もう一度検討していただければよろしいのではないかなと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 10番の早川議員ですが、まず午前と午後というわけではなくて、時間的に午前9時から午後4時までということで考えました。午前9時から午後4時まで。そして次の設定が午後5時から9時まで。ですから、午後こういった時間が短いんですね。午後5時から9時までという4時間です。冬場になりますと3時間です。ですから、1日の利用でなくて、半日の利用というとらえ方で考えてもらおうと採算が合うのかなと思った。1本ですと、1日来ないようになってしまう。午後も午前も時間関係なしに。ですが、5時以降利用する人はこういったサービス料金があるよということで利用いただければというふうに考えたそうです。

○議長（前田三郎君） 6番、蛭田君。

○6番（蛭田武彦君） 早川議員さんの件と関連するんですけども、これは団体の場合の料金だよ、午前と午後。あと、上にその個人の場合にはないんです、時間とかそのあれが。午前とか午後とかもないし。団体が恐らく9時までいけば今度個人の人もゆっくりしたいとなれば、そのころまでいるとすれば300円でやれるのか500円でやれるのかということです。ちょっとお聞きします。

○議長（前田三郎君） 村長。



○村長（大樂勝弘君） 6番、蛭田議員の質問ですが、議員のおっしゃるとおりです。これは部屋の貸切料ですから。あと部屋を借りない人は大広間で300円の入浴料、500円の入浴料を支払えば、1日いても部屋代は取られない。無料です。部屋を団体に貸し切った場合の料金を提示させていただきました。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 2点ほど質疑をいたします。

まず一つは、村民運動場のトイレの設計業務の30万円を計上していただきましたけれども、このトイレ設置の場所、どの辺に計画をされているのか、1つ。

それと2点目、きめ細かな交付金と光をそそぐ交付金の2種類の交付金で約8,500万円の補正をとということでありまして、現在、保養施設、それからパン工房と「手・まめ・館」の周辺、さらにはたい肥センターの建設ということで今年度末の竣工を見込んで今、進行中でありまして、備品納入はいいとして、これだけの工事を年度内に完成を見込まれるのか、また2種類の交付金の性質的なものからいって、年度内にすべてのものを竣工しなくてはならない交付金の性質なのか、懸念するのは、今工期内に向けて各業者日曜日も返上して工事しているようでありまして、これだけの補正がまた組まれた工事が竣工に間に合うのかどうかという懸念はしておりますけれども、この交付金の性質についてお尋ねいたします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根議員の質問であります。最初の村民運動場のトイレの設置箇所ではありますが、これは鮫高の子供たちが頻繁に使って、去年は東北大会で活躍するなど、ご褒美という意味も含めまして鮫高沿いに、鮫高の校舎近くに場所を、水洗化ですから、そういう校舎の近くに持ってこない、水の流れからいってもよいではないかと思っております。ですから、鮫高の校舎寄りに、校舎側のほうに場所はと考えております。高校とも打ち合わせたり、子供たちの意見も聞いたりして設置場所は詳細には検討していきたいと思っております。まず野球の練習に支障になるような場所では困りますから、その辺配慮して場所は決めさせていただきますと思いますが、基本的にはそういうふうな指示を出しております。

あと、きめ細かな交付金と光をそそぐ交付金ですが、あわせて7,500万円ですが、これは次年、23年度に繰り越しても差し支えない交付金であります。

以上で2点お答えさせていただきます。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） トイレの位置なんですけれども、以前にも一般質問でトイレの改修については質問をさせていただきました。現在、昨年の予算の中で10万円の予算を組まれて、3月までに仮設トイレを設置するというので、現地を見させていただきましたが、当然鮫高の寄りに建設業者からのリースをされた仮設トイレが今あります。今度新しいトイレも私はバックネット寄りに建設してもらえるものと今判断したんですけれども、村長の答弁では、鮫高寄り。当然、お互いに角度、対角線に中学生と鮫高生が使用しております。今残念なことには、中学生が使用しているバックネットの裏側に昔のトイレがあります。それは使えないまま扉を閉めてある、組み閉めしてあるという状況です。子供たちが果たして鮫高寄りにトイレ1カ所しかなければ、中学生は当然走ってくるかと思うんですけれども、位置ですけれども、鮫高寄りに水洗トイレということであれば、バックネット寄りに仮設のトイレ等も常設の仮設ですよ、リースじゃなくて。そういったものも設置してあげないと、子供たちは夏場、中学生が毎日連日あそこで練習をしている、そしてまた、現在のトイレもあのまま解体、回収しなければ衛生上、それから保安上、防犯上、非常に悪いということも現場から感じているもので、そういったことをお考えになっていただきたいと思いながら再質問しているんですけれども、村長のお考え、よろしくをお願いします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根政雄議員の質問ですが、今の現のくみ取り式のトイレ、ネット裏にあるトイレ、あれは今使用しないというお話ですが、使用していないので使えないのであれば、これは当然撤去、取り壊して、衛生上もそうですし、景観上もそうですね。使わないトイレは取り外して、また、あるものをなくすのですから、当然必要なわけですから、その辺は配慮していきたいと思います。どういったトイレで対応するか、あそこに恐らく水洗は無理かと思うんですよ。それで、その辺業者と相談しながら、また利用者と相談しながら、その辺のトイレの配置も考えていきたいと思います。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

10番、早川君。

○10番（早川正博君） 民生費の工事請負費の中で、村民保養施設の屋外トイレの建設工事、これはトイレと物置というふうに先ほど説明をお伺いいたしましたけれども、ゲートボール場を利用する方々のためのトイレではないかなという判断をいたしました。今、あそこを間伐しまして大変日当たりのいいゲートボール場になっております。トイレと物置も大事なんですけれども、高齢者の方々があそこで長時間にわたってゲートボールで使用しているわけ

なんですけれども、当然ベンチみたいなものがないと、非常に夏場、大変苦勞をなされているというお話を聞きました。そういう意味で、トイレと物置のほかにベンチをつくっていただければ大変ありがたいのではないかなと思います。

先ほどの館山公園の製材したものが多少なりとも残ってくると思いますので、その木材を利用して、その辺まで配慮していただければ大変ありがたいのではないかなと思いますので、村長のお考えをお話いただければと思います。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 実は、10番、早川議員の質問ですが、あそこのトイレは、鮫川には公衆トイレが少ないんです。それで、公衆トイレと思って計画をしたのですが、いろいろ関係上、関係上といえますか、景観上とか、駐車場に持って行ってはどうだと考えたときに、駐車場に持って行ってしまうとゲートボールの老人の人たちが使いにくくなってしまいます。果たして駐車場に、さぎり荘に来た人が駐車場で駐車をしてトイレで用を足してから入浴施設を利用するのか。恐らく利用する人は施設に入ってから利用が多くなるだろう。そういうことを想定したものですから駐車場はやめ、では、もっと一般的な公衆トイレとして利用してもらうにはどうすればいいんだと考えたときに、玄関の近くに持って行って、ゲートボールじゃなくて、ということもあったんですけども、変圧器とか入ってしまうんです。それでどうしても、ゲートボールのためのトイレのような形になってしまうんですけども、本来は鮫川の公衆トイレという位置づけで設置したつもりなんですけれど、そういうにはなかなか見てもらえないと思うんですけども、最終的には、あそこに公衆トイレがありますよとか看板も必要かなと思ったり、もちろん老人の人たちがゲートボールしているのですから、この人たちが率先して便利に利用してもらうのが一番ありがたいことなんですけれども、鮫川には公衆トイレが少ない。この辺も解消したいなという思いもありました。ですから、あの位置になってしまったということで、ただ、あそこには必要なんです。ゲートボール場には必要だ。ただ公衆トイレも必要だ。その辺でもうちょっと場所的にも違う場所にもトイレ必要かなと今思いであります。ですから、この臨時交付金があります。こういった交付金が、次の交付金があれば、次はトレセンの近くに、あるいはトレセンの駐車場付近にも大きな村の公衆トイレ、これは必要かと思っております。こういったところで、ゲートボール場の専用の公衆トイレのような形になってしまいましたが、実はトイレの少ない鮫川村の公衆トイレの役割も果たしていただきたい。そういう思いであそこに設置をさせていただきました。

あと、議員がお話のとおり、館山の製材を利用したベンチの設計なんかも、これも必要か

など考えておりますので、この辺を指示していきたいと思います。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

6番、蛭田君。

○6番（蛭田武彦君） 事項別明細書の3ページの中で、村民保養施設日陰、これは伐採のことなんですけれども、確かに視察したときも、杉、多分西島さん寄りの杉のことだと思うんです。そうすると、景観もよくなるし、確かに伐採すればいい。ただし、それをしていくのには、現在の館山公園の杉も大型トラック1台くらい残っていると。そういうことも視野に入れながら考えていっていただきたいと思います。

ただ、杉を切った後、自然にしておくのか、それとも後、またちょっと手を加えて何かを考えているのか。そういった場合、今度さぎり荘はきれいに立派にできた、そうするとだれも車で通ると目が流れるわけです。雑木林もきれいだ、といって、その先に建物があるんです。あの辺をいろいろ難題があると思いますけれども、なお、その行政のほうで地権者とかけ合って、湯を求めどうのこうのではなくて、建物だけを撤去して、その相談、ある程度村も少し何か考えていい方法を、納得してもらえそうな方法、そういうことをしてもらえると、この目の流れでいくと、あそこら辺もよくなるのかなと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 6番、蛭田議員の質問であります。伐採した後は当然景観上、桜とかもみじとか植える計画で、植栽する計画でおります。伐採した木は、建材にも、40年、50年たっている木があるんですね、下の方で曲がりが多いそうです。それで、伐採料は90万円ですが、木の材の金額は幾らと言ったら60万円と言っていました。ですから、30万円ほど伐採料は不足するわけですが、その辺も用材に売れるのは売って、あとだめな部分は曲がりは薪ボイラー材に利用しようかなという計画でおります。

先ほど申し上げましたように、館山の杉材、これは太鼓材としてあるものも多いそうです。こういった材が利用できるように、大工さん等にお話しをして有効利用させていただければと思っております。

○6番（蛭田武彦君） 上の湯のこともちょっと……。

○議長（前田三郎君） 6番、挙手をしてから……。

○6番（蛭田武彦君） 今のは上の湯のなんですか、あの施設、建物、どの方向で、どういふふうに進めていくか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 6番、蛭田議員の質問であります上の湯の跡地、確かにそれが廃屋になっていて景観上もよくない、そして防犯上もよくないということで、昨年同僚の12番の青戸孝夫議員からも質問がありまして、所有者に相談しました。所有者も気にはしているようです。何せ村外の古殿町の所有者なものですから、なかなか目が届かないのかと思いますし、気にはかけているそうです。早い時期に皆さんの目に触れてもいいような形にしたいのだけれども、なかなかお金がかかるものですから、もう少し待ってくださいと言って、その後も2回ほど行っています。早い時期に何とかしてもらおうように声をかけて取り壊すとか、後は再利用とか是非図ってもらいたいと今交渉しているところであります。

○議長（前田三郎君） ほかに。

8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 1点だけ聞き忘れた点がありますので。東京農大の試験と1,400万円という予算を計上されました米と大豆の試験をということで、大学と連携をとった村の姿勢には他町村も注目をしているところでもありますけれども、この大学のその試験というのは、私は大学を出ていないからわからないんですけれども、どのぐらいのものなのかちょっとわかりませんが、例えば建物、施設等を提供しても、その中に入る備品、例えば成分を分析するものとか、さまざまな備品があるかと思います。高価なもの、安いものもあるかと思えますけれども、そういった建物のほかの試験に必要な備品等、当然金額が張るものもないものもあるかもしれません。そういった備品等も含めて、負担を東京農大とどのように協議されて、今後研究等を進めていくつもりなのかお聞かせいただきたい。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 8番、関根議員の東京農大との連携協定の中身はどうなっているかというご質問ですが、今回は中に要るのは、中の建物とそのほかは机、いす程度のものは村で準備します。あと研究機材は、これは当然大学側の準備するものであろうかと思えます。その辺はまだ話はしておりませんが、そのような相談を持ちかけていっていきたいと思えます。当然それは研究機材は大学側持ちで私はよいのではないかと思っておりますし、その辺お願いするつもりです。

○議長（前田三郎君） 8番、関根君。

○8番（関根政雄君） 一番気になるところの研究成果、要するに村で研究をしたその成果を、早い話が製品をつくったときの権利といいますか。その成果を村でいただけるようなそうい

った方向でいくのか、あくまでも農大生が時間等をかけてさまざまな研究をした結果、その権利というのか私はわかりませんが、そういったものも村で使わせていただけるような話に持っていくおつもりなのか、お聞かせいただきたい。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） まず、関根議員の成果の公表ですが、私は、特に大豆は連作障害が多いんです。この大豆の連作障害を防ぐには、一番は堆肥がいいのではないかとはいいますが、これは素人の考えで、堆肥をどの程度入れたらいいのか、堆肥の成分的にもどんな堆肥がいいのか、さらに研究というんですか、東京農大の学長の姿勢が実践派なんですね。机上の論でなくて、やはりその実学だということを言っているんです。ですから、やってみなくてはわからない。大豆を3年4年つくってみて、初めて連作障害が出た。それに対応した策は何かないのかということで、なかなか今の農学では余りその辺研究が進んでないんです。去年から始まっていたらいいように思います。鮫川でたまたまの4年、5年の補助があるものから、その辺の分析が始まったそうですから、その辺の期待、成果は、これは大学との共有でありますし、また幾らかでも日本の農業に役立てれば、当然公表していいのではないかと思います。

あと、もう一つは、農産物の加工関係です。加工関係も今いろいろお願いをして、これは例えば特許を取れるような品物ができればいいなとは思っておりますけれども、ぜひそういった品物ができるようなアドバイスというか、学生だけではだめなのね。こんなものが必要だから、少し助言もある程度、目標を夢を、学生にどう持たせるかというのが私らの仕事だと思うのね。もちろん議員皆さんの仕事だと思うの。学生にこれをやらせて、例えば大豆は大概3年過ぎると連作障害できるけれども、3年、5年とつくっても連作障害も出ないつくり方もあるのね。これは今やっているのは輪作です。大豆の輪作にエゴマを持っていったり。そういうので極力、今は防いでいるんですけど、そうじゃなく科学的に化学肥料使ったり、あるいは、もちろん今、村で目指しているのは農薬とか化学肥料を使わない農業ですから、そうじゃなくて、有機物を入れたらば、その連作障害はどうなんだとか、その辺をしっかりと実施というのですか、実学というのですか、圃場で検証してもらえるように今研究始まったばかりです。ですから、おそらく四、五年はかかると思いますけれども、早くそういった成果があらわれるのを期待したい。

あと、大豆以外にも鮫川村を挙げての名物野菜がないね。誇れる野菜がないと思うね。よその地区と同じぐらいのしか。例えば、天栄村はヤーコンで頑張っておりますし、今、西郷

で何か始まったね、何ていうんだ、西郷の野菜が。田んぼの圃場でできるマコモダケとか、そんなことがありました。そんな新しい鮫川に合った農作物を見出してもらえればと思っております。焼酎をつくったキクイモ、ああいうのが学生が一番つくりやすい、鮫川で栽培しやすい作物はキクイモですよと言った。あれは鮫川ではないんだね、どこでつくってもキクイモはできるんだよね。そうじゃなくて、あんなものは学生は正直なこと手柄にしてキクイモを考えたんだ学生は。そうしたらこれは楽し、どこでもつくれますし、とてもつくりやすいですよって見つけてくれた。これは笑うのではなくて、キクイモ知らなかった学生が大発見したのだから手柄だよ、こういったところを皆さんの力でアドバイスしながら、そういった商品を見出せばいいなという思いで大学との連携はさせていただきましたので、どうぞ皆様方のご提言もお願いしたいと思います。

○議長（前田三郎君） ほかに質疑ありませんか。

11番、前田君。

○11番（前田武久君） 先ほど、村長の答弁がなかったですけれども、さぎり荘の進捗状況を。それと、施工監理、どうなされているか。その辺……。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 進捗状況につきましては、担当課より説明をさせていただきます。

○住民福祉課長（佐藤文夫君） ただいま11番の前田議員さんからございました進捗状況ですが、順調に進んでおりますが、一時最近、鮫川村で工事がいっぱい多いものですから、労働基準監督署が鮫川村のさまざまな工事を見ているようです。たまたま先月でしたが、さぎり荘にも突然来て見て3日ぐらい指導を受けたようです。そういうことで若干はおくれています、おくれても1週間、まあ天気の良い日もありまして1週間ぐらいはおくれています、順調に進んでおります。

〔「施工監理はだれがするの」と言う人あり〕

○住民福祉課長（佐藤文夫君） 施工監理はウエガイト氏にお願いして、ウエガイト氏の職員が常置といたしますか、週に4日ぐらいは来て、その都度全部チェックをしてやっております。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） その施工監理とあわせて、一応工事の工程表というのは村側でも把握していると思うんですけれども、それと照らし合わせた状況などをお聞かせ願いたいです。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 工程表から見ますと、1週間程度のおくれになっております。この辺

坂本技術士もおりますし、その辺しかと確認しながらやっておりますが、なかなか1週間のおくれを取り戻すのは難しいみたいです。ずっと1週間おくれで経過しておりますから、その辺。ただ、余り急がせると事故でも起きると大変なんだわね。その辺よく検討しながら、まず3月いっぱいの完成は間違いなく責任持ってということっておりますから、それは気をつけて指導していきます。

○議長（前田三郎君） 11番、前田君。

○11番（前田武久君） 当然4月オープンということで、開所時の村当局の準備等は整っているか計画されていると思いますが、その辺は支障ないんですか。

○議長（前田三郎君） 村長。

○村長（大樂勝弘君） 3月いっぱいの完成を見まして、4月中旬にオープン、開所式ということで計画しておりますので、これは大丈夫です。

○議長（前田三郎君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田三郎君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号 鮫川村村民保養施設条例の一部を改正する条例を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第2号 平成22年度鮫川村一般会計補正予算（第6号）を採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号 工事請負契約の変更についてを採決します。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田三郎君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。



---

◎閉会の宣告

○議長（前田三郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第1回鮫川村議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

(午前11時12分)

上記会議次第は事務局長本郷秀季の記載したものであるが、  
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員